

原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請（令01原機（科保）016）の補正について

令和元年7月31日に申請した原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請（令01原機（科保）016）において、10月10日、17日及び29日の面談にて、当該面談にて説明した内容の追記等を指摘されており、補正申請を行う予定である。また、添付資料1については、昨年度までの申請は、核燃料物質の取扱量変更、取扱方法の変更もしくは設備を新たに設置した設備・機器に関連した内容に限定して記載していたが、従来、障害対策書または安全対策書等に記載されていた内容について添付書類1に追加するよう指摘された。このため、補正申請にあたって添付書類1の記載については、以下の対応を行う。

・バックエンド研究施設、ホットラボ、燃料試験施設及び第4研究棟

補正では、添付書類1に面談にて説明した内容の追記及び従来、障害対策書または安全対策書等に記載されていた内容の追記を行う。「2（遮蔽）」については、核燃料物質の取扱量変更、取扱方法の変更もしくは設備を新たに設置した設備・機器に関して記載を追加する。なお、今回変更しない設備の評価で記載の追加が必要なもの（管理区域境界の線量評価等）に関しては、次回の変更許可申請にて対応する。

・JRR-4

変更内容が炉の廃止措置認可及びウランコンバータ以外の核燃料物質搬出に伴う、ウランコンバータのみ貯蔵とするものであることから、添付書類の1（閉じ込め）、2（遮へい）、3（火災）、4（立入り防止）、6（核燃料物質の臨界防止）及び22（貯蔵）にウランコンバータのことで記載する。

・廃棄物安全試験施設

変更内容が使用を終了した機器の撤去であり他の設備の変更がないため、補正では記載の追加を行わず、次回の変更許可申請にて対応する。

・放射性廃棄物処理場

主な変更内容が使用を終了した廃棄設備の撤去であり他の設備の変更がないため、補正では記載の追加を行わない。現在、放射性廃棄物処理場では、令和2年第3四半期に廃棄物管理事業の許可申請を予定しているため、廃棄物管理事業の許可申請後に記載内容の整理を行う。

以上